


尾三消防組合議会議事録 令和2年12月定例会

議長	書記長	書記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場		書記長	廣瀬敏文
会期	自 令和2年12月25日 至 令和2年12月25日		1日間	
出席議員数	議員定数15名			
出席議員	1 番 議 員	加 藤 啓 二	2 番 議 員	門 原 武 志
	3 番 議 員	比 嘉 浩 二	4 番 議 員	加 藤 孝 久
	5 番 議 員	福 安 金 之 助	6 番 議 員	渡 邊 郁 夫
	7 番 議 員	一 色 美 智 子	8 番 議 員	近 藤 郁 子
	9 番 議 員	ふ じ え 真 理 子	10 番 議 員	岡 崎 つ よ し
	11 番 議 員	な か じ ま 和 代	12 番 議 員	山 田 け ん た ろ う
	13 番 議 員	大 橋 ゆ う す け	14 番 議 員	山 根 み ち よ
	15 番 議 員	武 田 治 敏		
欠席議員	なし			
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者	井 俣 憲 治	副 管 理 者	小 野 田 賢 治
	副 管 理 者	小 浮 正 典	副 管 理 者	吉 田 一 平
	副 管 理 者	近 藤 裕 貴	事 務 局 長	島 田 茂 樹
	消 防 長	伊 豆 原 正 人	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明
	次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博
	次 長 兼 日 進 消 防 署 長	村 瀬 元 康	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美
	総 務 課 長	近 藤 恒 明	総 務 課 専 門 監	村 瀬 昭 二
	特 別 消 防 隊 長	高 橋 雄 介		
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹	川 上 良 樹	総 務 課 課 長 補 佐	浅 井 紳 一 郎
	総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志		
職務のため出席した者の職・氏名	書 記 長	廣 瀬 敏 文		
	書 記	白 木 誠		
会議録署名議員	1 番 議 員	加 藤 啓 二	2 番 議 員	門 原 武 志

## 会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議 案 名	結果
議案第 12 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について	原 案 可 決
議案第 13 号	令和 2 年度尾三消防組一般会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決

## 令和2年12月定例会議事録

下記議案議決のため、令和2年12月25日午前10時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

### 議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 議会運営委員会委員長報告  |
| 日程第2  | 管理者あいさつ   |
| 日程第3  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第4  | 会期の決定   |
| 日程第5  | 一般質問  |
| 日程第6  | 報告第3号<br>専決処分事項の報告について  |
| 日程第7  | 報告第4号<br>専決処分事項の報告について  |
| 日程第8  | 議案第12号<br>愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第9  | 議案第13号<br>令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第10 | 管理者あいさつ   |

出席議員（15名）

1 番 議 員	加藤啓二議員	2 番 議 員	門原武志議員
3 番 議 員	比嘉浩二議員	4 番 議 員	加藤孝久議員
5 番 議 員	福安金之助議員	6 番 議 員	渡邊郁夫議員
7 番 議 員	一色美智子議員	8 番 議 員	近藤郁子議員
9 番 議 員	ふじえ真理子議員	10 番 議 員	岡崎つよし議員
11 番 議 員	なかじま和代議員	12 番 議 員	山田けんたろう議員
13 番 議 員	大橋ゆうすけ議員	14 番 議 員	山根みちよ議員
15 番 議 員	武田治敏議員		

説明のために出席した者の職・氏名（15人）

管 理 者	井俣憲治君	副 管 理 者	小野田賢治君
副 管 理 者	小浮正典君	副 管 理 者	吉田一平君
副 管 理 者	近藤裕貴君	事 務 局 長	島田茂樹君
消 防 長	伊豆原正人君	次長兼予防課長	山田孝明君
次長兼消防課長	酒井雄二君	次長兼指令課長	宮家美博君
次長兼日進消防署長	村瀬元康君	会 計 管 理 者	近藤秀美君
総 務 課 長	近藤恒明君	総務課専門監	村瀬昭二君
特別消防隊長	高橋雄介君		

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総務課主幹	川上良樹君
総務課課長補佐	浅井紳一郎君
総務課課長補佐	高村篤志君

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	廣瀬敏文君
書 記	白木 誠君

◎議長（武田治敏）

令和2年12月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、本定例会に提出されておりますのは、専決処分事項の報告が2件の他、議案第12号、議案第13号の2議案であります。

議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

（午前10時開会）

◎議長（武田治敏）

現在の出席議員数は15名です。よって、令和2年12月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。監査委員より、令和2年8月分から10月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長、5番、福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

5番、福安金之助。

本日、開催いたしました議会運営委員会の審議の結果についてご報告いたします。

本委員会は委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと開催いたしました。協議事項は令和2年12月尾三消防組合議会定例会についてでございます。

定例会の会期は、本日、令和2年12月25日、1日とすること。また、会議録署名議員は議長から指名することとし、議事日程のとおり行い、一般質問は1名、議案第12号及び第13号は、提出議案の説明、議案質疑、討論、採決を行い、最後に管理者のあいさつをいただき、閉会とすることで、委員会は終了いたしました。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第2、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和2年12月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私とも大変ご多忙な中、また新型コロナウイルス感染症に十分な警戒が必要な折にご参集を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。

本日、定例会に提出します議案は、専決処分事項の報告が2件の他、退職手当組合理約の変更及び令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）の2議案でございます。

どうか慎重なるご審議を賜りまして、妥当なご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

◎議 長（武田治敏）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から、1番、加藤啓二議員、2番、門原武志議員、以上、お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

◎議 長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第5、一般質問を行います。

お諮りします。質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので発言を許します。

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

それでは通告書に従いまして、一般質問を始めます。

10月に引き続いてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症について伺います。内容の確認なのですが、感染者の搬送について伺います。新型コロナウイルス感染者を搬送した事例数、保健所からの依頼によるものと、搬送後に陽性と判明したものがあると思っておりますが、この状況について伺います。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、門原武志議員の質問に対する答弁者。

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

新型コロナウイルス感染症は指定感染症に指定され、その取扱いにつきましては、保健所の業務とされております。当消防本部では、119番通報時及び現場におきまして、新型コロナウイルス感染症に係るキーワードを聴取し、感染が疑われる場合は管轄の保健所に連絡して対応を引き継ぐこととしています。

しかしながら、保健所が対応することが困難な場合や、緊急性が高い場合につきましては、消防機関が対応することとなります。本日までに新型コロナウイルス感染者を取り扱った件数は16件です。そのうち、病院へ搬送した後に感染者であることが確認された件数は8件となっております。

以上でございます。

◎議長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

ありがとうございます。

引き続き第3波が拡大しているという中で、大変な緊張を強いられながらの業務にあたっておられるということで、まず感謝と敬意を表明したいと思います。

次に参ります。消防職員の感染の防止は本当に大変だと思います。大きなリスクを負っておられます。職場内で感染症拡大を防ぐことも必要になってこようかと思えます。職員のPCR検査実施について、組合の見解を伺いたいと思えます。

感染者を搬送した職員に感染するリスクは、十分な対策をとっておられると思えますので低いと思えますけれども、より確実に職員と職場全体の安全を確保するために、感染者の搬送に関わった職員に対し、組合としてPCR検査を実施することについて。もう一つ、搬送業務にあたった方に限らず、今社会に出ていきますとどこで感染するかはわかりません。そこで全職員へのPCR検査の実施について、組合の考えを伺いたいと思えます。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

当消防本部では新型コロナウイルス感染症警戒本部において、職員が感染した場合の対応、人員確保の方法及び職場内における感染防止対策等の組織方針について協議しております。

職場内における感染拡大防止対策といたしましては、全職員を対象とした登庁時及び昼休憩時の体温測定。更に交替制勤務職員につきましては、午後5時15分からの休憩時にも体温測定を実施し、記録することとしています。また、咳などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状が発生した場合は、早期に報告するなど職員の体調管理の徹底を図っています。

職場環境における感染防止対策といたしましては、事務室の定期的な換気の実施。また、時間を指定して食事を取るなどして、食堂における密の回避を徹底して感染防止に努めています。

職員のPCR検査の実施についてですが、救急隊につきましてはサージカルマスクの着用や感染防止ジャンパー等による感染防止対策を徹底しており、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、高性能マスク及びゴーグルを装着するなど、感染防止対策を強化して対応しております。

新型コロナウイルス感染者を搬送した救急隊等につきましては、通常の間感染防止対策がされていれば、濃厚接触者の定義には該当しないことから、PCR検査を実施することは考えておりません。また、全職員に対するPCR検査実施の予定はございません。

ただし、職員に感染者が発生した場合には、庁舎の消毒を実施するとともに、その職員の所属する係の全員を一時的に自宅待機とすることが必要と考えています。



その場合には保健所に連絡し指示を仰ぎ対応することとしております。  
以上でございます。

◎議 長（武田治敏）  
2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

職員に感染者が発生した場合、その職員が所属する係の全員に自宅待機をしてもらうとの答弁でしたけれども、その期間についてご説明ください。

◎議 長（武田治敏）  
酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長(酒井雄二)  
次長兼消防課長、酒井。  
自宅待機の期間につきましては、最大で 14 日間としています。

◎議 長（武田治敏）  
2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

通告を出させていただいた後に、お隣の衣浦東部広域連合に問い合わせさせていただきました。そうしたら、これまで衣浦東部では 2 人の職員に P C R 検査をして、陰性だったとき、5 日間の自宅待機だったということです。P C R 検査を受けない場合や陽性だと判断された場合よりも、待機期間が先ほど 14 日間とありましたけれども、それよりも短いというのは消防体制を維持する上で有効だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議 長（武田治敏）  
酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長(酒井雄二)  
多くの職員を自宅待機とすることは、一時的に消防力の低下となりますが、クラスターが発生し多くの職員が感染することを防ぐためには、必要な措置であると考えております。

職員に感染者が発生した場合、保健所に連絡し、P C R 検査が必要と判断された職員について検査を行い、その結果が陰性であれば保健所に相談し、勤務中における感染リスクが低いと判断されれば早期に復帰させる予定です。

また、P C R 検査の必要が無いと保健所が判断した場合でも、勤務中における感

染リスクを考慮し、必要と判断した際には、公費で検査を実施させるなど、柔軟に対応し、議員の言われる消防体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

前向きな答弁ありがとうございます。PCR検査をして陰性でも5日間ということは、14日間と比べると短いとはいえ、やはり消防力の低下につながるということが心配です。確認したいと思えますけれども、係の全員が自宅待機になった場合、どのように消防・救急の体制を維持していくのかご説明をお願いします。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

感染した職員の所属内で人員を確保することを基本とし、確保できない場合は、他の所属と調整し、人員の確保を行います。

今後、多くの職員が自宅待機になった場合は、救助隊、次に救急隊の順に運用数を減らし、その人員を不足する所属へ配置することにより、消防・救助・救急体制を維持していきます。当消防本部といたしましては、消防力確保のためのシミュレーションの実施はもとより、住民サービスを維持していくためにも、感染防止対策を最優先に取り組んでまいります。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

引き続き、第3波が拡大するということだと思われまます。大変な緊張を強いられる中での業務、改めて感謝と敬意を表明いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

以上で、一般質問を終わります。

◎議 長（武田治敏）

日程第6、報告第3号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

報告第3号、専決処分事項の報告について。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの専決第3号をお願いいたします。

損害賠償額は、10万782円です。事故の概要は、令和2年8月18日、豊明市沓掛町地内で発生いたしました建物火災に出動した指揮車が、交差点を左折した際にガードパイプに接触し、破損させたものです。過失割合は当組合が100%ですので全額となります。大変申し訳ございませんでした。

報告第3号の説明は以上です。

◎議 長（武田治敏）

報告は終わりました。

ただ今の報告について、質疑はありませんか。

◇各議員

質疑なし

◎議 長（武田治敏）

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号、専決処分事項の報告については終了します。

◎議 長（武田治敏）

日程第7、報告第4号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

報告第4号、専決処分事項の報告について説明をさせていただきます。それでは資料を1枚おめくりください。専決第4号をご覧ください。

これは、令和2年7月8日の午前7時5分頃、長久手消防署の屋上に取り付けてありますアルミ製の笠木が突風により離脱し、飛散したことによりまして、敷地内

に駐車していた職員の車両4台に衝突し、損害を与えたものでございます。過失割合は尾三消防組合が100%で、4件合わせまして損害賠償額合計174万3,266円を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年11月5日に専決したものでございます。

このたびは、安全管理の不徹底により損害を被らせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。今後は再発防止に努めるよう職員に注意喚起してまいります。

以上で説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

報告は終わりました。

ただ今の報告について、質疑はありませんか。

◇各議員

質疑なし

◎議長（武田治敏）

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第4号、専決処分事項の報告については終了します。

◎議長（武田治敏）

日程第8、議案第12号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第12号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をさせていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、併せて規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。別表第1と別表第2の3区の項中、北名古屋水道企業団尾張市町交通災害共済組合を北名古屋水道企業団に改めるものでございます。附則として、この規約は令和3年4月1日から施行するものとして、第2項では変更後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後、最初に実施される議員の選挙から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第 12 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 12 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第 12 号、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

◇各議員（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第 9、議案第 13 号、令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第 13 号、令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について説明をいたします。

補正予算書の 3 ページをご覧ください。

補正予算の額はプラスマイナス 0 円で、歳入はなく、歳出のみの補正となり、歳入歳出それぞれ、36 億 7,903 万 7 千円に変更はございません。

10、11 ページをご覧ください。

補正の減額から説明をさせていただきます。減額は大きく分けて 2 つございます。

1 点目は人事院勧告によるものでありまして、款 2 項 1 目 2 節 3、職員手当等の期末勤勉手当で 974 万 3 千円と、節 4、共済費の共済組合負担金で 116 万 5 千円の減額を行うものでございます。12 月に支給する期末手当の支給割合が引き下げられたことに伴う減額を行い、併せて扶養等で見込んでおりました期末手当の執行残を減額しております。

2 点目は、今年度計画していました施策事業が新型コロナウイルス感染症の感染

拡大により、中止または規模縮小となりましたので、その事業費の減額を行うものでございます。先ほどご説明させていただきました人事院勧告による減額を除く減額は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものでございます。

主なものとしましては、款1、議会費は、議員視察研修の中止によるものでございます。

款2項1目1節12、委託料は、新型コロナウイルス感染症に対して、県が厳重警戒としている現状を鑑み、出初式を中止とさせていただきましたので、会場設営委託料を減額するものでございます。

款2項1目2節8、旅費の一般旅費は、シンポジウム、学会、研修、実習及び救助技術大会などが中止になったことに伴う減額でございます。

款3項1目1節10、需用費の救助技術訓練用資材費は、全国大会と東海地区指導会が中止になったことに伴い、また、応急手当普及啓発用資材費は、救急フェスタの中止に伴い、資機材や啓発品等の購入が不要となったため減額するものでございます。

12、13 ページをご覧ください。

節12、委託料の病院実習委託料は、救急救命士が医療機関において再教育や気管挿管の実習を予定しておりましたが、中止になりましたので減額するものでございます。

款3項1目2、予防費は、防火ポスターの作品募集、講演会、小学生が参加する愛知県消防学校の一身体験など、広く広報活動で予定していた事業が中止になったことに伴い、減額するものでございます。

次に、増額についてご説明させていただきます。

11 ページにお戻りください。

款2項1目4節14、工事請負費の長久手消防署笠木取替工事は、報告第4号でご説明させていただきました事故により、破損した以外の部分について、同様に劣化が進んでおりますので、同じ事故が発生しないよう、修繕を行うものでございます。

節24、積立金は、財政調整基金への積み増しでございます。

13 ページをお願いいたします。

款3項1目1節17、備品購入費の救助用資機材整備事業は、救助工作車に積載しております大型の油圧救助器具が故障し、救助活動に影響が出ることから緊急整備を行うものでございます。救急用資機材整備事業は、自動心臓マッサージシステムを2式整備するもので、これは日本臨床救急医学会から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への消防機関の対応についてという提言が発出されたことに対して整備を進めるものでございます。

最後に、款3項1目2節12、委託料のSNS導入設定委託料と、節13、使用料及び賃借料のSNS使用料は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑えながら啓発を行うため、対面集会での活動の代替え案として、SNSを活用した情報発信を行うものでございます。活用するSNSは、ユーザーが最も多く、幅広い世代

に利用されているLINEを予定しております。

以上で説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

これより、議案第13号に対する質疑を許します。

お諮りします。質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。

また、関連質問は認めないことに決定しました。

◎議長（武田治敏）

それでは、通告がありますので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

議長のご指名をいただきましたので、議案第13号、令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第2号）について、2点お聞きします。

質疑事項の1点目、補正予算説明書11ページにあります、長久手消防署笠木取替工事費313万5千円についてお尋ねします。先ほど専決第4号のところでご説明いただきました事故の、発生の状況把握をもう少し詳しく、どういった長さ、重さの物が落ちたのか、落下した原因、あと車両4台に被害があったということですが、損害の状況など、事故発生の状況把握と他の消防施設の安全確認はどのようになっていますでしょうか。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

まず初めに、屋上の周囲に立ち上げられた低い壁をパラペットと申しますが、その天端部分にアルミ製の笠木が取り付けられており、今回は突風により長さ2メー

トル、重さ3キロのものが2本と、長さ2.7メートル、重さ約4キロのものが1本飛散いたしました。

笠木はパラペットの天端部分にモルタルで高さ調整と取付金具の固定を行い、笠木本体のジョイント金具にはめるという工法でありました。事故発生当時の現地、長久手消防署での平均風速は秒速10.3メートル、最大瞬間風速は31.8メートルと観測されていることから、突然の強風と、昭和58年11月に竣工して以来、点検等を行うことなく風雨にさらされた状態であったモルタルや取付金具等の劣化が原因と考えられます。

飛散箇所から20から25メートル離れた位置に駐車していた車両4台の損害状況につきましては、ボンネット、フロントガラス、バックドアガラス、バックカメラの交換や、ルーフパネルの修理が主なものでございまして、そのほかに修理期間中の代車費用も損害賠償額に含まれております。

長久手以外の消防庁舎につきましては、日常的な点検は行っておりませんが、今年度、業務を委託しております個別施設計画において各施設の劣化状況調査を行っていますので、それぞれの健全度判定に基づきまして、公表できる資料が整う予定となっております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

②、今回の取替工事費は300万円余ですが、こういった修繕をするのでしょうか。施工方法は従来と同じでしょうか。

◎議長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

事故により飛散した部分は既に修繕が完了しておりますので、残りの部分、長さにして117.6メートルほどになりますが、こちらの笠木と、パラペットの天端部分に設置する取付金具を全て取り換える工事を行います。笠木が飛散した事故は、モルタルの劣化も原因の一つと考えられますので、今回の工事ではモルタルを使用せず、天端部分を挟んで固定する取付金具に変更を予定しております。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。



◇ふじえ真理子議員

③です。年末年始が挟んでくるわけですが、今後の工事のスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

本議会において議決をいただきましたら、年明けから速やかに契約事務に取り掛かり、工事は年度内に完了する予定でございます。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

では、質疑事項の2点目に移ります。

補正予算書の13ページにあります、SNS導入設定委託料の49万5千円と、その下にあります、SNS使用料の23万1千円についてお尋ねします。

①、先ほどの議案の説明では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、代替え案として使用することでしたが、具体的にはどのように使用されるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

代替え案につきましては、消防フェスタ及び救急フェスタにおいて配布していただきました啓発パンフレットの情報を画像で配信したり、応急手当や火災時の初期消火、避難方法などを動画で配信していくことを予定しております。

以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

②です。今後、事業費を見直していく中で、SNSで補うことのできる事業費は削減するということですが、現時点でわかる範囲で、具体的にはどのような事業を

想定し、また、事業費がどのように削減されていくことを想定しているのかご説明をお願いします。

◎議長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

SNSを導入することで削減できる事業費は、職員採用ポスターや火災予防・救急啓発ポスターをSNS上で掲載することで、配布ポスター数が減少し、印刷製本費及び通信運搬費の削減へとつながります。また、住宅用火災警報器に関するアンケート調査をSNSの機能を活用することで実施業務や集計業務の負担が無くなることから人件費の削減につながります。

以上です。

◎議長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

SNSを利用することによる事業費の削減をお話しされました。アンケート業務も人件費の削減につながるというお言葉もありましたが、わかれば良いのですが、具体的にどのくらいの金額の減を見込まれているのかお答えください。

◎議長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

想定されるのは、予防業務でしたら危険物規制事務、建築関係事務などの通常業務に時間を充てることでできますので、残業代がカットできるかと思われます。細かい金額まではお答えすることができません。

以上です。

◎議長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第13号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

議案第 13 号、令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回はコロナ禍により予定していた事業の中止や規模縮小による補正減、これはやむを得ないこととして、補正増のものについて数点質疑させていただきました。

長久手消防署の笠木取替工事については、専決処分した事故の状況をさらに詳しくお聞きしたのですけれども、物損で済んだことは不幸中の幸いで、これがもし人に当たっていたら、大問題になるところでした。建物の経年劣化は必然ですが、それを管理する側の立場として、今後も注意を払っていただきたいこと、また答弁にもありましたが、今年度、劣化状況調査を行っているとのことですので、その公表もお願いいたします。SNS 導入については、この活用によって補える事業費の削減があるということ、また、感染リスクを抑えた今後の広報活動に期待したいと思います。自動心臓マッサージシステムを 2 台整備するというので、隊員の感染防止に寄与する点、また心肺停止の傷病者の搬送時に増員していた隊員を 1 名減らせるメリットもあるということです。

コロナ禍でもいざというときに私たちの命を最前線で守ってくださっている消防、救急、救命に携わる皆さまには心より感謝いたします。今後、事業のスクラップアンドビルドによる経費全体の見直しでは、長い目で見た構成市町の負担金にも影響が及んでくると思います。ぜひ引き続き、必要などころに必要な経費をあてる、そのための知恵や工夫で事業見直しにつなげていくことをお願いしまして、賛成討論を終わります。

◎議 長（武田治敏）

他に討論はありませんか。

無いようですので、これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第 13 号、令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

◇各議員（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議はすべて終了いたしました。お諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要する

ものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（武田治敏）

日程第10、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、厚くお礼を申し上げます。今後もより一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと本来であれば東京オリンピックとパラリンピックが期待され、華々しく今年をスタートしたわけでありましたが、2月以降におきましては皆さまもご存じのように、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、現在も第3波が広がっています。その過程では、小中学校におきましては臨時休校があり、また各種事業やイベントの縮小、中止といった残念な状況になってしまったわけでございます。経済の状況におきましても大きな変化があった年でありました。そういった中でも、管内住民の皆さま、日本国中の皆さま、世界中の皆さまが感染の拡大防止のためにご尽力され、ご努力されているというところに、改めて深く感謝を申し上げたいと思っております。

管内30万余の住民の皆さまの安全そして安心のため、これからも消防、救急業務が地域の皆さまの負託に答えていくことが大切であり、また消防職員一同、決意を新たにしているところであります。

まだまだ寒さが厳しくなる折でございます。議員の皆さま方におかれましては、これまでとおりに健康に十分にご留意していただきまして、すがすがしい新年をお迎えいただけますようご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

◎議長（武田治敏）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

井俣管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いいたします。

年の瀬も押し迫ってまいりました。議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、消防行政推進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎議 長（武田治敏）

これをもちまして、令和2年12月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

（午前10時46分 閉会）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和2年12月25日

議 長

武田 治敏

議事録署名者

加藤 啓二

議事録署名者

門原 武志